

# 新型コロナウイルス感染症拡大による支援を行います

関商工観光課

☎・☎(582)1131 ☎(582)1166

## 市独自施策で事業者を支援します

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している中小事業者の資金繰り支援措置として、県制度融資「セーフティネット資金」の利用時の利子補給制度を新たに創設します。

あわせて、販路開拓などに取り組む小規模事業者を支援する国の「小規模事業者持続化補助金」の採択を受けた市内事業者を対象に新たな補助制度を創設します。



詳しくはホームページをご覧ください。 ホームページ

### ①利子補給制度

**対**事業所の所在地(法人)または住所(個人)が市内にあり、県の「セーフティネット資金」を利用し、県の信用保証料助成を受けたもの

**対象期間** 原則融資を受けた月から24ヵ月以内

**利子補給率** 年1.0%以内

(1・2年目ともに20万円が上限)

### ②小規模事業者持続化補助金の追加支援

**対**国の「小規模事業者持続化補助金」の採択を受け、令和3年3月31日(水)までに事業を完了して補助金の確定通知書を受けたもの

**補助対象経費** ホームページの作成・改良費、広告宣伝費、インターネット販売導入経費など

**市の補助率および上限額** 事業費の1/6

(125,000円が上限)

**他**②について詳しくは公募要領をご覧ください。か、守山商工会議所(☎(582)2425)へお問い合わせください。

関守山市社会福祉協議会

☎(583)2923 ☎(582)1615

## 社会福祉協議会が特別貸付を実施します

滋賀県社会福祉協議会では、低所得世帯に対して、生活費などの必要な資金の貸付けなどを行う生活福祉資金貸付制度を実施し、守山市社会福祉協議会で相談や申し込みを受け付けています。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業などで生活資金に悩む人に対し、下記のとおり緊急小口資金などの特別貸付を実施します。

詳しくは、上記までお問い合わせください。

	緊急小口資金	総合支援資金
対象者	新型コロナウイルスの影響で、休業などにより収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付が必要な世帯	新型コロナウイルスの影響により、収入減少や失業などで、生活が困難し、日常生活の維持が困難な世帯
貸付上限	10万円以内 (学校などの休業などの特例は20万円以内)	2人以上 月20万円以内 単身 月15万円以内 ※貸付は原則3ヵ月以内
据置期間	1年以内	
償還期間	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	
保証人	不要	

## 骨髄ドナー助成金を交付します

ドナーが骨髄などを提供する際の事前検査、面接や入院などによる経済的負担を軽減するため、骨髄ドナー助成金を交付します。

**対**市内在住で令和2年4月1日以降に骨髄などの提供を完了し、この助成金と同様の趣旨のほかの助成金や有給休暇を取得していない人

**助成額** 骨髄などの提供に要した通院・入院の日数×2万円(上限14万円)

**関**すこやか生活課  
☎・☎(581)0201  
☎(581)1628

## 10月から小学1〜3年生の通院医療費を助成します

対象者の保護者に申請書を送付し、後日受給券を送付します。

なお、入院医療費については従来通りです。

**対**医療機関ごとに自己負担金500円/月を超えた分を助成(同一医院でも歯科は別計算、院外調剤薬局は自己負担なし)  
**他**ほかの福祉医療助成や生活保護を受けている場合はそちらが優先されます。

**関**国保年金課

☎・☎(582)1120  
☎(582)1138